

愛知県私立高等学校等奨学給付金 Q&A集

1 よくある質問	①	愛知県私立学校等奨学給付金とはどのような制度か。	愛知県が、高校生などの低所得世帯を対象に返済不要な給付金を年に1回支給する制度であり、生活保護世帯や県民税及び市町村民税の所得割が非課税の世帯等が対象となります。
	②	どのような世帯が対象となるか。	次のa, bに該当し、かつc, d, e, fのいずれかに該当する者が対象となります。 a 保護者等が愛知県に在住している b 申請年度7月1日時点で、就学支援金の受給資格がある  c 生活保護のうち生業扶助を受けている d 県民税及び市町村民税の所得割が非課税である。 e 【専攻科のみ】県民税及び市町村民税の所得割の合算額が10万5,500円未満 f 【専攻科のみ】県民税及び市町村民税の所得割の合算額が26万4,500円未満で扶養する子が3人以上の世帯
	③	奨学給付金の入金日はいつか。	12月～3月にかけて、審査が完了したのから随時支払いを行います。支給が決定しましたら、支給決定通知書を送付します。支給決定通知書に支払日が記載されていますのでご確認ください。
	④	いつの所得で判定するのか。所得割はどのように確認したら良いか。	当年度の住民税課税証明書等（前年1月～12月の所得）の所得割で判定します。所得割は、a 住民税課税証明書、b 住民税特別徴収額決定通知書、c 住民税の納税通知書で確認することができます（マイナンバーカードをお持ちの場合は、マイナンバーカードでご自身の住民税の情報を確認することができます）。生活保護のうち生業扶助を受けているかどうかは、社会福祉事務所等が発行する生活保護証明書で確認できます。
	⑤	申請者（所得確認対象者）はだれの名前を記載したらよいか。	奨学給付金の申請者（所得確認対象者）は、申請年度7月1日における就学支援金の所得確認対象者（親権者）と同一です。
	⑥	家にプリンターがなく、申請書を印刷することができないが、どうしたら良いか。	コンビニのネットプリントでも印刷可能です。県内校（通信制の場合は本校が県内にある学校）は、学校から書類の案内があるため、学校に確認してください。郵送を希望する場合、郵送用の切手代を送付いただく必要があります。詳しくは私学振興室までお問い合わせください。
	⑦	学校から案内がないが、どうしたら良いか。	県内校（通信制の場合は本校が県内にある学校）は、学校から案内があるため、学校に確認してください。県外校は、学校によって取り扱いが異なりますので1度学校に確認いただき、特に学校で案内や申請の取りまとめが行われない場合は、愛知県のホームページから必要書類を印刷してください。
	⑧	奨学給付金の申請書を郵送したが、申請書が無事到達しているか確認したい。	到着確認のお問い合わせはお控えください。確認を希望する場合は、特定記録や簡易書留などご自身で確認できる方法での発送をお願いします。
2 申請書類について	①	学校からの証明を別紙で提出してもよいか。	別紙でも問題ありません。必ず、申請年度7月1日時点で在学していること及び就学支援金の受給資格を有していることが証明された書類を提出してください。
	②	ネット銀行を使用しており、デジタル通帳（エコ通帳）であるため、紙通帳の写しを添付することができないが、どうしたら良いか。	デジタル通帳（エコ通帳）の場合は、必要情報が確認できるデジタル通帳の画面プリントアウトを添付してください。デジタル通帳の画面で必要情報が確認できない場合は、必要情報が確認できるキャッシュカードの写しを添付してください。  ※必要情報：振込先口座の銀行名（銀行コード）、支店名（支店番号）、口座番号、口座名義
	③	課税証明書及び生活保護受給証明書は、原本である必要があるか。	偽造防止のため原本である必要があります。
	④	生活保護受給証明書は、どういった記載が必要か。	生徒が、申請年度7月1日時点で生業扶助を受給していることが記載してある必要があります。
3 海外居住の場合について	①	保護者等が海外に住んでいることから住民税が課税されておらず、課税証明書が発行できないが、対象になるか。	保護者等の中で、海外に住んでいることにより課税証明書が発行できないものが1人でもいる場合は、対象外となります。
	②	保護者等全員の課税証明書等は発行できるが、申請年度7月1日時点で保護者等が日本国内に住所を有さない場合、対象になるか。	申請年度7月1日時点で保護者等全員が日本国内に住所を有さない場合は、対象外となります。ただし、保護者等のどちらか一方が国内に住所を有しており、保護者等全員の課税証明書が発行できる場合は、対象となります。
4 給付要件について	①	非課税世帯ではないが、7月1日時点で生徒本人が生活保護上の生業扶助を受けている場合、生活保護世帯として対象になるか。	対象となります。
	②	特待生であり授業料が免除となるため、就学支援金の申請をしていないが、対象となるか。	就学支援金を申請していなくても、申請年度7月1日時点で就学支援金の受給資格を有する者であれば、対象となります。

愛知県私立高等学校等奨学給付金 Q&A集

5 家計急変について	①	どういった場合、家計急変となるか。	失職・破産、負傷・疾病による休職・休業や、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少するなど、家計が急変した場合で、家計急変後の年収見込みが奨学給付金対象相当の基準に該当する場合、対象となります。
	②	7月に失職したが、対象になるか。	事由の発生(失職)が前年1月以降であり、失職の理由が非自発的な失職であれば、対象となります。 失職の理由は、「雇用保険受給資格者証」又は「離職票」に表示される離職理由コードで確認します。
	③	所得の確認はどのように行うのか。	家計急変後の年収見込みが奨学給付金対象相当の基準に該当するかどうかにより判定します。 年収見込みを確認する証明書類として、会社の作成した給与見込みや、税理士又は公認会計士の作成した証明書類等を提出いただきます。
6 その他	①	県外の学校であるが、どのように申請したらよいか。	学校によって取り扱いが異なりますので1度学校に確認いただき、特に学校で案内や申請の取りまとめが行われない場合は、愛知県のホームページから必要書類を印刷して提出してください。
	②	振込する口座について、申請者以外の口座にしたい。	申請者が記載した委任状(様式8)の提出があれば、申請者以外(申請者ではない保護者、生徒、学校長など)の口座に振込することができます。
	③	生徒がアルバイトをしているなど、所得確認対象者以外の者に所得がある場合、所得の合算を行う必要はあるか。	所得確認対象者以外の者(生徒本人、生徒の兄弟姉妹、祖父祖母等)に所得がある場合であっても合算する必要はありません。
	④	転校したが、どの学校に申請するのか。	申請年度7月1日時点で在籍している学校を基準に申請してください。
	⑤	申請年度7月1日は休学しているが、対象となるか。	申請年度7月1日は休学している場合でも、申請年度の11月末までに復学した上で申請があった場合は、支給対象となります。
	⑥	支給回数に上限はあるか。留年した場合や、学び直し支援金受給者の場合はどうなるか。	支給は対象生徒一人につき、年1回です。 通算で全日制3回、定時制・通信制4回、専攻科2回(専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回)が上限となります。 学び直し支援金の受給資格者については、上記の回数に加えて最大2回まで支給を受けることができます。 原級留置(留年)となり、学年を重ねて履修する場合も、通算の上限回数までは支給を受けることができます。